

令和7年3月25日

常総市規則第2号

○常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第 号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開場日及び開場時間)

第3条 市民の広場の開場日は、年間を通じ毎日とする。

2 市民の広場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 第1項又は第2項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、開場日及び開場時間を変更することができる。

(利用申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、常総市市民の広場利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日又は期間の初日（第7条1項において「利用予定日」という。）の6月前から5日前までの期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、利用許可申請書について、必要な書類を申請者に添付させることができる。

(利用許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、常総市市民の広場利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請をした者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第6条 条例第8条第1項の規定による利用条件の変更、利用の停止及び利用許

可の取消しは、常総市市民の広場利用変更／停止／取消通知書により行うものとする。

(利用の中止等)

第7条 利用者は、市民の広場の利用を中止しようとするときは、利用予定日の3日前までに、常総市市民の広場利用取消許可申請書に利用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 利用者は、利用許可書の内容を変更しようとするときは、新たに、利用許可申請書に利用許可書を添えて、速やかに、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは常総市市民の広場利用取消許可書を通知し、前項の規定による申請を許可したときは新たに利用許可書を通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為を行わないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携行しないこと。

(3) 許可を受けないで条例第5条第1条各号に規定する行為その他これに類する行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外で、飲食、喫煙又は火気の利用をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。